

令和6年度

施政方針

芦屋市

# 目 次

はじめに .....	3
子育て・教育 .....	5
福祉・防災 .....	9
みらいの都市づくり .....	12
公営企業 .....	14
行財政運営・行財政改革 .....	15
おわりに .....	18
その他の主な取組 .....	20
資料 令和6年度中・長期計画スケジュール .....	27

## 【はじめに】

昨年5月の市長就任からまもなく1年が経過します。「対話を中心としたまちづくり」を進めるため、市民の皆さまと顔を合わせて対話することに努めてきました。

市役所の外で参加したイベント・訪問した施設は合計で300を超えました。なかでも、公約に掲げた集会所8か所で実施した対話集会には、10代以下から80代まで約200名のご参加をいただきました。

対話を心がけたのは市役所の中でも同じです。市民のため最前線で尽力する現場と向き合い、現状の把握と取り組むべき課題、そして目指す未来を共有してきました。

改めて、芦屋の未来を想い、関わってくださったすべての皆さまに、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

この1年で再確認したのは、芦屋市民の力、芦屋愛です。

対話集会がきっかけで芽生えた参加者同士のつながり。

市民センターで再興した憩いの場「Belie Pot あしや」

そして、同級生とともに地域を動かして学年活動を創り、校則を自分たちで変えた中学校の生徒会活動

どれも人任せ、環境任せにせず、自分で動いて身近な社会を変えた例です。

「社会をより良い方向に変えていく」のは、1人では不可能です。異なる立場の人が、ともに前向きに歩み続けなければなりません。

市長就任2年目に当たる令和6年度は、これまでみんなで蒔いた種が芽吹く1年です。人口減少と高齢化。新型コロナウイルス。混沌とする

世界情勢による原油価格・物価高騰。ときに、私たちは自らの手では如何ともし難い状況に立たされます。そのような中でも、芦屋らしく、前向きに進んでいきたい。芦屋ならできる。芦屋市民になら、できるのです。

改めて、私たち芦屋市は、  
「何歳になっても生き生きと活躍できる芦屋」、  
「圧倒的に子育てしやすい芦屋」、  
そして「最高の学びができる芦屋」を、  
市民の皆さまとともに創り上げてまいります。

本日は、令和6年芦屋市議会第1回定例会の開会に当たり、私たちが令和6年度に力を入れる3つのテーマ「子育て・教育」「福祉・防災」「みらいの都市づくり」、更に「公営企業」「行財政運営・行財政改革」について、教育行政に関わる施策も含め、私からまとめて市民の皆さまにご説明します。

## 【子育て・教育】

1点目は「子育て・教育」です。

高齢化が進む芦屋市で、最も重要なのが未来世代たる子どもたちへ向けた投資です。芦屋市には、大きな会社や工場がほとんどありません。人で成り立っているまちだからこそ、「人」への投資に力を入れます。

だからこそ、昨年10月、最初の対話集会のテーマに「子育て・教育」を選びました。当日は1か月の赤ちゃんを連れてご夫婦、高校生、70代の方々まで、幅広い世代の方が参加してくださりました。

様々な声を聞いた中で、私が最も印象的だったのが、不登校の子どもを持つ保護者の方の声でした。「私は子どものために時間を使えるから子どもをサポートできる。けれど、それができない人もいるはず」。別の回では、過去に不登校を経験した高校生が声を上げてくれました。

「相談したかったけれど、先生が忙しそうで話せなかった」。一方、学校を訪れた際には、若い先生から「すぐに相談できる、専門的な視点で守ってくれる人がいない」という声も届きました。

そこで、令和6年度の「子育て・教育」は、心のケアを重視します。人が育つには、心のゆとりが大切です。未来世代が安心できる環境とともに、未来世代の育ちを支えるすべての方々が、ゆとりを持って子どもたちに向き合える環境を創ります。

まずは学校。

子どもたちに安心できる環境を。教室に入りづらい子に寄り添い、校内サポートルームで心のケアを専門に行うPEACEサポーターを全校に配置します。依然不登校率が高い芦屋市では、不登校気味の子どもた

ちも見逃せません。学校内で気軽に相談できる相手がいることは、学校への通いづらさや学びづらさを抱えた子どもたちにとって大きな支えになると考えています。

また、学校には通いづらい子どもたちの居場所である「のびのび学級」にも、高い専門性をもった主任指導員を配置するなど、体制の強化を図ります。

いじめの防止にも力を入れます。いじめを受けた子どもに寄り添うことを大切に、早期発見・情報共有に努めます。先生が一人で抱え込まず、学校と教育委員会で連携して対応できるよう、教育相談コーディネーターを全ての学校で育成します。更に、小学校5年生から中学校3年生までの全学年を対象に弁護士によるいじめ防止授業を行います。

学びづらさを抱えた子どもたちの支援に加え、本質的な解決にも乗り出します。すなわち、子どもたち中心の学校づくりです。

昨年、私はすべての中学校をまわり、夏と秋の二度、生徒代表と対話しました。私が感動したのは、生徒たちの主体性です。校則を自分たちで変えた生徒たち。同級生とともに地域を動かした生徒たち。地道なボランティア活動に取り組む生徒たち。こども家庭・保健センターでの「あしふくまつり」の成功も、中高生の主体性あってのものでした。

生徒と対話を重ねる中で多く聞いたのは、学校体育館への空調整備を希望する声でした。かねてより多方面から多くの声を頂いていたことに加え、一定の調査研究を終えたため、この度大きな決断をしました。すべての市立学校の体育館に空調を整備し、暑い日でも子どもたちが安心して身体を動かせる環境の実現を目指します。

これからも、子どもたちが主体的に自らの学び舎を創り上げるチャレンジを応援し続けます。

先生にも心のゆとりを。働き方改革をより一層進めます。

まず、教職員及び教育委員会で構成する「学校業務改善推進委員会」を新たに設置します。専門知識や経験を有する学校業務改善アドバイザーにも加わっていただき、働き方改革を進めます。更に統合型校務支援システム導入に加え、学校業務サポーターも必要に応じて拡充します。

この働き方改革は、決して先生が楽をするためのものではありません。むしろ、先生の探究する時間を確保することで、教育の質を上げる試みです。昨年、地域のお祭りで、ある先生が掛けてくださった声が印象的でした。「教員である私たちにとって一番期待していることは、『私たち自身が学び続けることのできる環境づくり』だ」と。

だからこそ、私たちの目指す「ちょうどの学び」を実現するため、教員による「探究的な学び」研究チーム「ONE STEP pers」を立ち上げます。教育アドバイザーの苦野一徳先生をはじめとする外部からの専門的な知見も活かしながら、先生方の主体的な探究の推進を図ります。

次は、家庭。

赤ちゃんのいるご家庭に心のゆとりを。産後ケアを充実します。対話集会では「神戸から引っ越してきたが、芦屋の産後ケアは高すぎて使えなかった」との声をお聞きしました。所得基準額を緩和し、自己負担額を引き下げるとともに、対象も産後1年まで延長します。また、新たに訪問型を開始することで自宅でのサポートも充実し、更に利用しやすいサービスへと拡充します。

もちろん、経済的支援も重要です。

不妊治療ペア検査助成の創設や児童手当の拡充などのほか、市独自に子どもの医療費助成を、本年7月1日から拡充します。市長就任前より、子育て中の方々から最も多く寄せられたのが「芦屋はこども医療費助成

が極めて遅れている」というお声でした。対象年齢を高校生相当まで引き上げ、所得制限を撤廃します。拡充対象者が保険診療でかかるのは、医療機関ごとに外来1回800円、月2回までの一部負担金のみです。

圧倒的に子育てしやすい芦屋を目指し、積極的な投資を進めます。

最後に、地域。

地域の大人たちに心のゆとりを。子どもの育ちを地域で応援できるよう、自治会・コミスクなどの地域活動を引き続き支援します。

更に、大人は子どもの学びを支援するだけの存在ではありません。大人自らが学びの主体となる環境も整えます。

私たちは「教育のまち芦屋」を掲げています。その実現には、市役所が一丸となって、市民の皆さまが生涯学び続けられる環境を創らなければなりません。本年4月に、スポーツ、文化及び生涯学習等に関する事務を教育委員会から市長部局へ移管します。社会教育を充実する施策を福祉やまちづくりといった他の施策と一体的に推進することで、市民が主役の芦屋づくりを進めます。



## 【福祉・防災】

2点目は、「福祉・防災」です。

高齢化が進む芦屋市。介護や支援を必要とする方の割合も21.0%まで伸びています。持続可能な支援体制を整えるにはどうすればよいか。今こそ、一人ひとりへの給付から、先輩世代を支える環境に対する投資への転換が必要です。

「福祉健康」をテーマに開催した本年1月の対話集会では、「親の介護について相談したかったのに、相談を受ける職員が足りず、満足に相談できなかった」という声をお聞きしました。

増え続ける支援・相談のニーズにできるだけ市民のあなたの近くで応えたい。その思いで、先輩世代の総合相談窓口である高齢者生活支援センターを1か所増設し、精道・潮見圏域を3か所のセンターで担当します。

持続可能な体制の整備には、支援・介護が必要になる前に支える施策が必要です。この1年、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども食堂と様々な形で日頃から地域の福祉活動に尽力してくださっている方々にたくさんお会いしました。多く頂いたのは、「集まる場が必要だ」というお声。新型コロナウイルス感染症の拡大で減ってしまった対面での人付き合いを、取り戻さなければならないという危機感でした。

集まる場こそが、地域コミュニティを強くする。この思いで、まずは、公園の整備を進めます。芦屋中央公園、東浜公園のトイレの改修、東芦屋第2児童遊園の遊具を更新します。更に、本年4月には「うちぶん」がリニューアルオープンします。茶屋さくら通りなどのブランディング

エリアでは、地域の皆さまが主体となって道路空間等を利活用した社会実験を行います。地域の皆さまとともに、まちの魅力向上と集まる場の多様化にも取り組みます。

これら、平時のコミュニティづくりの価値は、福祉の領域にとどまりません。

本年1月1日、石川県で大きな地震が発生し甚大な被害をもたらしました。改めて、被災されたすべての方々に心からお見舞い申し上げます。

先日、珠洲市出身の大学生と語る機会がありました。自宅が全壊し、避難所生活を送る話を聴く中で印象的だったのが、地域コミュニティの強さでした。「市役所職員が足りない状況下でも、地域の方々がお互いに助け合っているからこそ、落ち着いて避難生活を送ることができている」と。

私たちのまち芦屋は、市民の力で震災に向き合い、復興を成し遂げました。しかし当時と異なり、地域活動を担う世代は高齢化しつつあります。いざというときに助け合える地域コミュニティづくりを支援するとともに、地区防災計画作成の支援を進め、災害に強い芦屋を創ります。

もちろん、行政にしかできない防災のためのインフラ整備も進めます。本年から空調の整備を進める学校体育館は、災害時の避難所にも使用されます。能登半島に派遣した職員からは「現地の避難所が寒く、市民に負担だった」との報告も受けました。大規模災害時における避難所の環境改善のためにも、取組を進めます。防災行政無線システムの更新に併せて、防災情報システムを新たに導入します。大規模災害時の情報収集・伝達力を強化することで、市民の命と財産を守ります。

令和7年1月17日には、阪神・淡路大震災から30年を迎えます。私は、震災後の生まれです。震災を知らない世代が増える今こそ、未来

世代と一緒に、あの日を語り継いでいきます。1. 17を想う人が増え、市民一人ひとりが震災に備えることこそが、行政が整備するインフラを活かす鍵なのだと確信しているからです。

能登半島地震の支援も大切です。芦屋市はこれまで、1月4日に先遣隊として3名の職員を派遣して以来、職員2名、消防職員9名、教員5名を現地に派遣してきました。被災した地域が復興を遂げるまでには、長い時間がかかります。これからも、息の長い支援を続けます。

## 【みらいの都市づくり】

3点目は、「みらいの都市づくり」です。

住宅都市の芦屋市にとって、緑あふれる豊かなまちなみこそ、魅力の源泉です。人口減少や高齢化が進む中でも「世界で一番住みたいまち、芦屋」を創る基盤となる、持続可能なみらいの都市づくりを進めます。具体的には、まちの中心部と居住エリアがコンパクトに集まり、便利な公共交通ネットワークで結ばれる未来のまちの姿を見据え、あらゆる世代がウェルビーイングに住み続けられるまちを目指し、みらいの都市づくりの検討を始めます。

また、さまざまな住宅施策を一体的にまとめた「住生活基本計画」を新たに策定することで、住宅都市芦屋の更なる魅力向上に努めます。

三条集会所での対話集会では、多くの参加者から、期待していた山手地域でのコミュニティバスの運行が実現されていないなど交通に関する声がありました。坂道が多い地域に住む先輩世代の外出の難しさを改めて実感しました。

だれもが安全・安心して快適に移動できるまちづくりを進めるために、公共交通網から離れている地域などにおいて、既存の公共交通を補完する施策により移動環境の充実を図る必要があります。

そのことから、バス路線から離れている山手地域を中心に、需要に合わせて運行するデマンド交通の実証実験に向けた取組を行います。

芦屋市の中長期的な未来を占う2件の大きな事業についても、就任後の9か月で議論した末に導いた大きな方向性のもとに、着実に前に進めます。いずれも、30年、40年の長期にわたって芦屋市に影響を及ぼ

す事業です。だからこそ、未来世代の子どもたちに対して自信を持って説明できる意思決定にこだわり、これまで議論を進めてきました。

J R 芦屋駅南地区市街地再開発事業は、早期に特定建築者を決定するため、計画の方向性を固めました。資材費・人件費が高騰する中での舵取りになりますが、完成に向けて市役所一丸となって引き続き邁進します。

ごみ処理施設の更新については、神戸市と協議する中で広域連携に一定の意義があることが分かりました。芦屋市としては広域連携の実現を第一の目標に据え、今後も経費負担や災害発生時の対応、連携の手法などについて、神戸市と真摯な協議を続けます。

以上、「子育て・教育」「福祉・防災」「みらいの都市づくり」の3つが令和6年度に力を入れるテーマです。

## 【公営企業】

続いて、「公営企業」についてご説明します。

芦屋市の公営企業は、3企業ともに市民の生活に欠かせない役割を有しています。新たな技術を取り入れながら、中長期的な経営戦略のもと経営基盤強化に取り組みます。

市立芦屋病院では、良質な医療の提供、積極的な救急患者の受入れ等、政策医療の実施に努めます。超高齢社会への備えとして、高齢者に多い疾患に対応できる診療体制の充実を図るとともに、今後の新興感染症への対策として、病院内の備えを充実します。また、地域全体の医療の質向上に貢献するため、地域の医療機関、福祉施設との連携を強化するとともに、地域の医療従事者向けに新興感染症の研修会を行います。更に、システム導入の費用対効果を検証しながら、医療のICT化とセキュリティ対策を積極的に進めます。

水道事業では、老朽管の着実な更新に加え、水道施設の維持管理を効率的に行うために人工衛星画像を活用した漏水調査を実施します。引き続き安全・安心でおいしい水の供給に努めます。

下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づく管路等の点検調査や老朽管の改築工事に加えて、令和5年度に着工したJR芦屋駅南の雨水貯留槽整備を令和6年度内の完成に向けて進めます。

下水処理場、雨水ポンプ場では、効率的な維持管理を行えるよう日常点検管理を行い、施設の機能保全に努め、計画的に改修や更新を行います。また、引き続き耐震工事や場内ポンプ場の雨水ポンプ更新工事を進めます。

## 【行財政運営・行財政改革】

最後に、「行財政運営・行財政改革」についてご説明します。

私たちはいま、激動の時代の中に生きています。人口減少と高齢化。公共施設の老朽化。原油価格・物価高騰。デジタルトランスフォーメーション。環境問題。いずれの課題にも、私たちは即座に、しかし未来を見据えながら適切な解決策を提示し続けなければなりません。

その解決策には、予算が必要です。芦屋市は豊かな財政基盤を有すると言われますが、大きな余裕があるわけではありません。近い未来に大きな投資も控えています。だからこそ令和6年度は、時代に即した新たな施策を実施するため、市民サービスの維持・向上に留意した上で、事業の再構築を重要視しました。社会の変化を踏まえながら事業の有効性や必要性を考え、優先順位をつけ、令和6年度に実施すべき事業を精査しました。投資や費用に見合う効果を上げるため、事業手法をブラッシュアップしながら、現在だけでなく未来を見据えた予算を編成しました。

歳入については、市税収入がわずかに減ると見込んでいます。地価の上昇を反映し固定資産税が増加する一方、定額減税により個人市民税が減少するためです。なお、定額減税による減収分は、地方特例交付金の増加により補填されます。

歳出については、まずはJR芦屋駅南地区市街地再開発事業の着実な推進に取り組みます。「何歳になっても生き生きと活躍できる芦屋」、「圧倒的に子育てしやすい芦屋」、そして「最高の学びができる芦屋」の実現を目指し、防災・環境施策も併せて、「世界で一番住み続けたいまち」を創り上げるための予算を編成しました。

なお、原油価格・物価高騰対策については、社会経済情勢の変化に沿って効果的に実施するため、機動的な補正予算により時機を逸することなく事業を展開します。

以上のように編成した令和6年度の歳入歳出予算は

一般会計	469億6,400万円	(対前年度比7.4%増)
特別会計	259億7,000万円	(対前年度比8.2%増)
企業会計	154億923万2千円	(対前年度比2.0%増)
財産区会計	2,650万円	(対前年度比60.6%増)
合計	883億6,973万2千円	(対前年度比6.7%増)

です。

予算の執行に当たっては、ふるさと納税を含めた歳入の確保に一層努めるとともに、事務事業の効率化・適正化を進めつつ、第5次芦屋市総合計画に掲げる目標の実現に向けて、練り上げた施策を実行します。

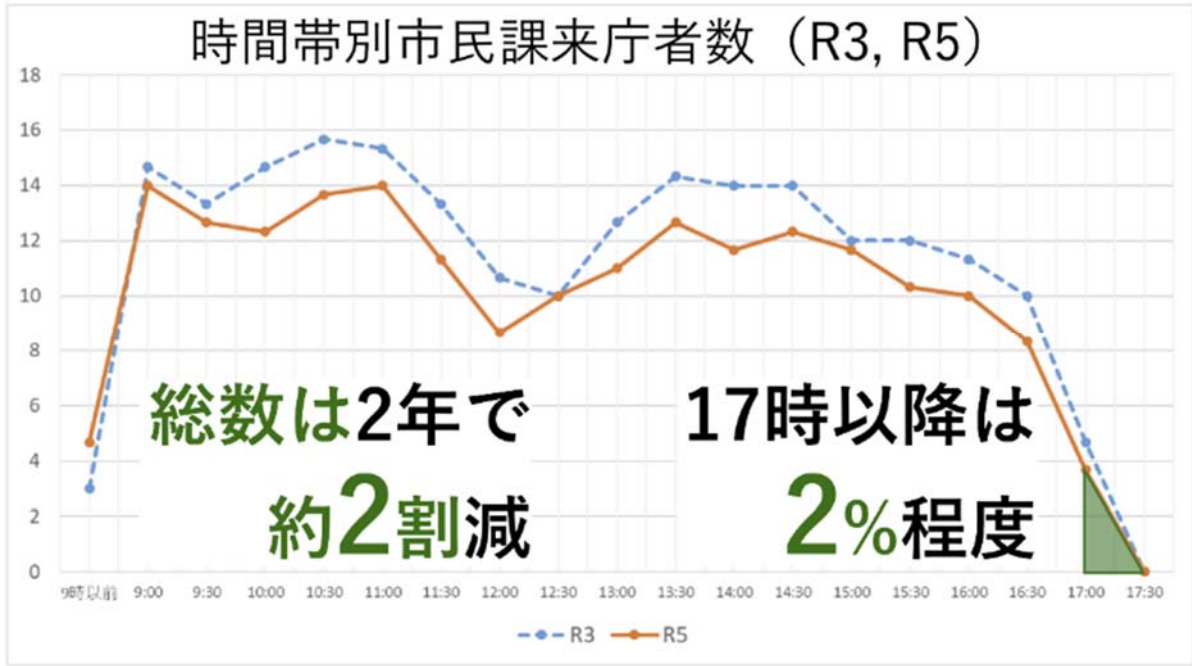
そして、行財政改革では、取組の一環として本年中に窓口受付時間を17時までに変更します。

これまで、各種証明書のコンビニ交付及び電子申請システムを活用したオンライン請求手続を開始したことで、現状、1日当たりの窓口への来庁者は減りつつあり、2年間で約20%減少しました。17時以降の来庁者は2%程度です。(※図1)

受付時間の短縮に伴い、オンライン申請可能な手続を更に増やすとともに、来庁された方に対する時間短縮とサービス向上を目指します。

なお、実施に当たっては、十分な周知期間をとり、様々な媒体や機会を通じて丁寧な周知に努め、市民の皆さまにご不便をおかけすることがないように進めます。





※図1 時間帯別市民課来庁者数 (R3, R5)

注釈) 比較年度の9月～11月(3か月)の1日当たり市民課来庁者総数を比較

## 【おわりに】

私は、昨年5月の所信表明演説、この場でこう宣言しました。

「『世界で一番住み続けたいまち、芦屋』を創り上げる過程には、苦渋の選択を強いられる、そんな場面もあるでしょう。それでも、市民の皆さまにご納得いただける結論に至るまで、徹底的に行動し、対話を続ける覚悟です。」と。

この予算編成に至るまでの9か月、様々な方々との対話を重ねました。多くの声をいただき、多くの芦屋愛に触れました。もちろん、すべての声を反映できたわけではありません。むしろ、形にできた声のほうが少ないでしょう。苦渋の選択を行った場面も、一度ではありませんでした。

それでも、この9か月で私は確信したことがあります。芦屋市は、やはり世界一のまちになれるということです。芦屋市民の芦屋を愛する気持ちはある限り、私たちは世界一になれるのです。

予算はあくまでスタートです。予算がつけば、課題が解決するわけではありません。予算を活かせるかどうかは、私たち市役所と、そして何より、市民の皆さまにかかっています。

ぜひ、この予算に息を吹き込んでください。今回進める施策が、息の長いものであり続けるように、賢く使い、守り、発展させてください。

そして、議員の皆さま。

ときには、お互いの立場の違いによって、意見が分かれることもあるでしょう。でも、私たちは皆さまの主張の真意を理解し、真摯に向き合いたい、対話を続けていきたいと考えています。私たちの最も大切にす

べき目標は、市民の命と財産を末永く守る、ということです。ともに、芦屋をより良いまちにしていきたいと思います。

「世界で一番住みたいまち」の実現に向けて、本日この瞬間から、2年目の取組が始まります。

私たちは、誰よりも芦屋のことを考え、誰よりも芦屋のために行動し続ける、そのことを、改めてここに固くお誓い申し上げます。

どうぞ、議員の皆さま、市民の皆さま、引き続き、ご支援とご協力を賜りますよう心よりお願いいたします。

令和6年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
<b>(1) 子育て・教育</b>			
1	次期（第3期）子ども・子育て支援事業計画策定	未来を担う子どもの保育や教育環境の整備をはじめ、子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な子育て支援サービスを提供していくため、次期計画を策定する。	
2	旧精道こども園修繕事業	令和7年度に建替予定の打出保育所の代替保育場所として使用するため、必要な修繕を実施する。	
3	市立幼稚園子育て支援事業	幼児教育の更なる質の向上を図るため、岩園幼稚園での3年保育の実践から得られた知見を市内すべての就学前教育・保育施設に発信する。	
4	あしやキッズスクエア	子どもたちに安全安心で地域に根差した放課後の居場所づくりと学校・地域・企業と協働した多彩な体験プログラムを提供するため、引き続き、あしやキッズスクエアを実施する。	
5	放課後児童クラブプレハブ施設整備	待機児童を出さずに事業を実施するため、精道小学校内に新たにプレハブ施設を賃貸借契約で建築し、専用施設を2部屋整備する。	
6	放課後児童健全育成事業	待機児童対策を推進し、事業の安定的かつ持続可能な運営を図るため、引き続き、民間事業者への支援を実施する。	
7	青少年健全育成及び青少年団体育成事業	次世代を担う青少年の健全育成を図るため、引き続き、子ども会連絡協議会への活動費の助成等を実施する。	
8	大学等入学支援基金事業	大学等への進学希望者を支援するため、現行の要件としている高等教育の修学支援新制度の第1区分認定者から第3区分認定者まで広げ、受験料支援を拡充する。	●
9	不妊治療ペア検査助成事業	経済的負担の軽減を図り、不妊に悩む方が早期に受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進することを目的に、検査費用の助成制度を新たに創設する。	●
10	低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦の経済的負担の軽減と継続した必要な支援を行うため、妊娠出産子育て支援給付金事業の伴走型相談支援事業と一体的に実施する。	●
11	こどもの居場所支援事業	家でも学校でもない空間の中で自分が過ごしたいように過ごせ、楽しさを見つける等様々な体験を積み重ねられる居場所づくりのため、令和6年4月よりこども家庭・保健センター2階を日曜日に学生に開放する。	
12	青少年育成愛護事業	青少年の健全育成、非行防止、環境浄化を図るため、青少年育成愛護委員会及び学校園と連携し、引き続き、登下校時の見守りやあいさつ運動、啓発活動を実施する。	
13	青少年問題協議会	すべての子ども・若者とその家族を支援するため、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化や今日的な課題に注視した「次期（第3期）子ども・若者計画」を策定する。	
14	若者相談センター「アサガオ」	若者の自立及び社会参加の支援を図るため、引き続き、相談事業をはじめ、コミュニケーションセミナー、親の会、キ・テ・ミ・ル・会などを開催する。	
15	保育システムの構築	子どもと向き合う時間を確保し、より安全安心で質の高い教育・保育の提供を行うため、保育システムの電子化によりアナログでの事務・運用の改善を図る。	●
16	特別支援教育推進事業	特別な支援が必要な幼児児童生徒の特性、教育的ニーズや発達段階を十分に把握した上で、インクルーシブ教育システムの充実のもと指導を進めるとともに合理的配慮のあり方の研究を進める。	
17	保育士・保育教諭活躍サポート事業	保育士への一時金の支給及び家賃助成に加えて、本市の配置基準や質の高い教育・保育について動画作成、駅の掲示板等でのプロモーション活動等魅力発信にも注力する。	
18	私立保育所等安全対策事業	安全安心な保育環境の確保の支援を行うため、私立保育所等に対して、午睡中の事故防止対策に必要な機器の購入など補助を実施する。	
19	インクルーシブ教育・保育、医療的ケア児教育・保育支援事業	質の高い教育・保育の提供を行うため、本市独自の手厚い保育士配置基準を守りながら、インクルーシブ教育・保育事業、医療的ケア児教育・保育支援事業、ICTを活用した教育・保育事業を行うとともに、様々な研修や、市保育士による私立保育所等への巡回指導など実施する。	

令和6年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
20	読書活動推進事業	自ら本を手に取り、楽しんだり、活動したりする本が好きな子どもを育てるため、読書活動の充実に継続的に取り組む。	
21	国際理解教育推進事業（日本語指導コーディネーター配置事業）	日本語指導が必要な外国人児童・生徒の増加に伴い、日本語指導コーディネーターの配置校を増やすとともに、支援策強化・早期の日本語教育を行い、学校への適応を支援する。	●
22	国際理解教育推進事業（オンライン海外交流事業）	国際的視野の拡充と外国語学習への意欲を高めるため、夏休みの3日間を利用したオンライン海外交流を実施する。	
23	小学校英語力アップ事業	児童が英語に慣れ親しみ、学習意欲を引き出す指導に取り組むため、ALTや英語に堪能な地域人材を配置する。	
24	人権教育推進事業	教育活動全体を通じて人権にかかわる様々な課題に取り組み、自他の人権を守ろうとする意欲・態度を育む。	
25	中学校部活動の地域移行検討事業	各中学校において試験的に地域部活へ移行する部活を選定し、担い手として指導員やコーディネーターを配置するとともに、引き続き地域連携の体制確立に向けて検討をすすめる。	●
26	キャリア教育	社会的自立のために必要な資質や能力を育成する指導の充実を図るため、将来への夢や希望を育む指導や子どもたちの発達段階に応じて、キャリアパスポート等を活用する。	
27	就学前教育の推進	就学前教育・保育施設間の連携を深め、質の高い教育・保育を提供するため、公開保育や合同研修会を実施する。	
28	幼児期と児童期の円滑な接続	芦屋市接続期カリキュラムに基づき、小学校区ごとに集う「なかよし運動会」や小学校での模擬授業・学校探検をする「小学校ごっこ」などを通して、就学前の幼児と児童との交流を図り、小学校への期待を高める。	
29	学校体育振興事業	就学前では遊びの中で運動の楽しさを実感させ、小・中学校では子どもの運動意欲を高め、体力運動能力が向上するよう、カリキュラム等の工夫改善を行い、研究と実践に取り組む。	
30	学校保健関係事務	幼児児童生徒の安全安心な学校生活を送るため、健診業務を着実にを行い、学校医や保護者、教諭で考える「芦屋市学校保健大会」を開催する。	
31	学校給食関係事務	安全安心・手作りのおいしい給食の提供のため、中学校の調理業務を3校一括で委託し、経営の安定した業者により、人的応援体制などがとりやすいなど、同一業者による委託の利点を生かした給食の提供に努める。また、給食室の大型備品を更新計画に沿って更新する。	
32	防災・安全教育推進事業	児童生徒への交通安全教育を充実させるため、「通学路安全プログラム」に基づき、関係機関と協力して通学路点検を実施し、危険箇所の早期発見と改善対策を進める。	
33	教職員研修	必要に応じて、オンライン・オンデマンドを活用し、教職員が自主的に学ぶ姿勢を持ち続けられるよう研修機会を確保する。	
34	緑保育所南面フェンス改修事業	子どもの安全安心な環境を推進するため、緑保育所の南面フェンスを高くする改修工事を行うことにより、部外者が容易にフェンスを越え侵入できないようにする。	
35	学校園照明LED化事業	未LED化部の照明について、リースを活用したLED化を実施する。	●
36	打出教育文化センター学習用回線新設	のびのび学級の児童生徒の学習用端末を活用できる環境整備及びタブレット端末を活用した研修を実施するため、打出教育文化センターに、学校と同様の学習用回線を新設する。	
37	学校運営協議会推進事業	学校教育活動の充実と地域との連携を図るため、全小中学校に学校運営協議会を設置し、それぞれが主体的となるよう熟議を深める。	
38	教科用図書採択に係る教師用教科指導書等整備事業	小学校での新しい教科書の導入に伴う教師用教科指導書及び教師用教科書を整備する。	
39	次期（第3次）文化推進基本計画策定	令和7年度の次期計画策定に向け、市民アンケート調査を総合計画後期基本計画の市民意識調査と一体的に実施する。	
40	国指定重要文化財ヨドコウ迎賓館竣工100周年記念事業	所有者と協働連携して記念コンサート、講演会の開催等種々の記念事業を実施する。	●



令和6年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
41	美術博物館管理運営事業	コレクション展を始めとした4つの展覧会を開催する。また、地域住民の交流の場として親しんでもらうため、引き続き谷崎潤一郎記念館と連携し、「あしやつくるば」を開催する。	
42	谷崎潤一郎記念館管理運営事業	阪神間モダニズムと谷崎文学の作品の世界観を紹介した展覧会を始めとした、4つの展覧会を開催する。	
43	市民センター管理運営業務	利用者の利便性向上を図るため、貸室のスマートロック運用を開始するとともに、インターネット上でのキャッシュレス決済を実施する。また、エネルギー使用量削減のため、市民会館本館の照明機器をLED照明へ設備変更する。	●
44	講座・セミナー・音楽会等の開催	国の重要文化財に指定されているヨドコウ迎賓館が100年を迎えるため、ライト建築であるヨドコウ迎賓館をテーマに春と秋に公民館講座開講記念講演を開催。また、市民センター展示場にてヨドコウ迎賓館関連資料を展示する。	
45	芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院	知の循環型社会を目指した仕組みづくりを進めるため、引き続き地域で活躍する方やカレッジ卒業生を講師に招くなど知識や技能を積極的に活かす場として実施する。	
46	図書館IC等機器導入事業	市民サービスの向上と業務効率化の両立を目指し、本館及び打出分室・大原分室に引き続き公民館図書室においても自動貸出し機等を導入し、図書のICタグによる管理を実施する。	
47	生涯スポーツ推進事業	市民の健康増進や体力向上のため、ライフステージに応じた事業を進める。	
<b>(2) 福祉健康</b>			
48	重層的支援体制整備事業	分野や属性を問わない相談支援体制のもと、社会参加や地域づくりも見据えた支援につながるよう、社会福祉協議会をはじめとした様々な関係機関との連携体制を構築する。	
49	ひとり一役活動推進事業	地域での支え合いの体制づくりや活動者自身の社会参加活動を通じた健康づくり・介護予防の推進に向け、活動機会の充実や活動者の確保を図る。	
50	生活支援体制整備事業	市民の社会参加の推進や多様なつながりづくりに向け、地域支え合い推進員を配置し、地域活動者への活動支援の強化や居場所の整備等を実施する。	
51	生活困窮者自立支援制度	複合的な課題や制度の狭間の課題解決に向け、多機関協働による相談支援体制を構築する。	
52	社会参加推進事業	社会的孤立やひきこもり状態にある人が、地域とつながりを持ち、社会へ参加できるようサポートするため、社会参加の場の充実による居場所づくりや個別支援を、就労準備支援事業と一体的に実施する。	
53	若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業	家庭内におけるケアについて支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対し、ケアの負担軽減及び若者ケアラーの自立支援を目的に、訪問による介護や家事の支援等を行うヘルパー等を派遣する。	
54	生活保護法施行事務	引き続き生活困窮者自立支援等の関係機関と連携し、重層的かつ包括的なセーフティネットを維持するとともに、被保護者就労支援事業による就労の実現に向けて、寄り添いながら丁寧に支援し、自立に向けた取組を進める。	
55	認知症高齢者個人賠償責任保険事業	令和5年度に開始した認知症高齢者個人賠償責任保険事業の普及・啓発に取り組むとともに、行方不明者の早期発見につながる認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業の周知を図る。	
56	合理的配慮提供支援助成事業	令和6年4月より障がいのある人への合理的配慮が民間事業者へも義務化されるため、引き続き周知啓発を行い、合理的配慮の提供の促進を図る。	
57	男女共同参画推進施策	誰もがあらゆる場で自分らしくあることができるジェンダー平等社会へとつなげるため、男女共同参画を推進していく。	
58	男女共同参画センター事業	女性向けだけでなく、男性の家庭生活での活躍推進を含めた啓発を実施するため、センター通信「ウィザス」の発行、各種講座及び男女共同参画団体協議会との協働による「ウィザスあしやフェスタ」の開催及び図書の貸出しなどを行う。	

令和6年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
59	女性の活躍推進事業	女性活躍推進に向けて、「ASHIYA RESUME事業」や「女性のためのステップ相談」、起業・就労につながる啓発講座のほか、男性の家事・育児など家庭生活参画を促すための講座や、ワーク・ライフ・バランス推進を目的とした啓発を実施する。	
60	困難女性支援事業	DV相談室の周知に努めるとともに、相談者の気持ちに寄り添いながら必要な情報提供を行い、関係機関と連携して切れ目のない自立に向けた支援を実施する。	
61	人権啓発事業	多様性を認め、全ての人権が尊重される社会の実現を目指して、映画会や講演会を中心とした啓発事業を継続して実施し、近隣市と連携した取組について協議を進め、研修を通して職員の人権意識の一層の向上を図る。 また、令和7年度の「第5次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」策定に向け市民及び職員の意識調査を実施する。	
62	人権擁護事業		
63	権利擁護推進事業	高齢者や障がいのある人など様々な人の権利を守るため、成年後見制度の利用促進や、専門職団体や関係機関等との地域連携を推進し、権利擁護支援の充実を図る。	
64	平和施策	これまで積み上げてきた事業や、「平和首長会議」の提唱事業を通して、戦争の悲惨さと平和の尊さを未来世代へ継承するとともに、核兵器廃絶の実現に向けて取り組む。	
65	福祉センター管理運営事業	安全な施設の管理運営に努め、エントランス事業等市民の集いの場の提供及びコミュニティ活動の環境整備を図る。	
66	フレイル予防事業	高齢者が生活の場で気軽に立ち寄れる公共施設等（立ち寄り型）でのフレイル予防の啓発機会を増やす等、健康無関心層への周知啓発を強化する。	
67	マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う事務	マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う資格確認書の発行、交付及び被保険者への適切な周知等を行う。	
68	胃がん検診における胃内視鏡検査の通年実施	受診率向上による早期発見・早期治療を目的に令和5年10月より導入した胃内視鏡検査を通年で実施する。	
69	骨髄等移植ドナー支援事業	骨髄等移植ドナーの精神的・身体的負担や不安を軽減し、骨髄等の移植の推進に寄与することを目的に、令和5年度に創設した助成制度を継続実施する。	
<b>(3) 市民生活</b>			
70	市民マナー条例推進事業	清潔で安全かつ快適な生活環境の確保のため、条例の啓発・周知に努めるとともに「第3次市民マナー条例推進計画」の取組を実行する。	
71	ごみの減量化・再資源化事業	「一般廃棄物処理基本計画（令和4年度～令和13年度）」の目標達成に向け、3R等に関する取組を推進する。	
72	二酸化炭素排出抑制対策事業（実行計画）	脱炭素社会実現に向け、令和4年度に策定した「2050年脱炭素ロードマップ」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定する。	●
73	二酸化炭素排出抑制対策事業（省エネ）	省エネへの取組として、引き続き市民・事業者向けの省エネ家電の買い替え補助、市内の中小企業や福祉事業者等に対する設備導入への補助等を実施する。	●
74	二酸化炭素排出抑制対策事業（省エネ設備）	再エネ設備の導入の促進のため、一般住宅向けのZEH導入補助や太陽光発電設備等について他の自治体との共同購入を実施する。	●
75	二酸化炭素排出抑制対策事業（太陽光発電）	太陽光発電設備の導入を前提とした蓄電池設備、EV、PHEV、充放電設備の他、エネファームの導入に対する補助事業を新たに実施する。	●
76	芦屋市環境計画等推進事業	「人と環境とのすやかな関わりを誇れる都市・あしや」を目指し、「第4次芦屋市環境計画」の策定及び自然環境の承継に向け、「環境づくり推進会議」等を通じ市民団体や事業者とともに、自然に触れ合う機会の創出など、環境保全への取組を実施する。	●
77	中小企業・小規模企業振興事業	商工会と連携して地域経済の活性化に取り組むとともに、今後の方向性の検討のため、事業者意向調査を実施する。	●
78	観光事業	本市の魅力発信として、全国へはふるさと寄附金を活用するとともに、地域へは県、近隣自治体、民間事業者と連携した「阪神間モダニズム」を中心とした発信を行う。	

令和6年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
79	戸籍の氏名振り仮名法制化対応事業	氏名の振り仮名を一意的ものに特定し公証できるようにするため、システム改修及び氏名の振り仮名の収集等を実施する。	
80	住民基本台帳ネットワークシステム機器更改業務及び運用保守業務委託	住民基本台帳ネットワークシステムの安定運用のため、機器更改業務等を実施する。	
81	公害対策関係事業	国道43号及び阪神高速3号神戸線の自動車公害対策のため、測定・調査を実施し、排出ガス対策、騒音・振動対策及び低周波音対策の推進を国等へ要望する。	
82	ごみ収集・運搬に関する事業	清潔なまちなみを保つため、家庭ごみ（粗大ごみ、一時多量ごみ、植木剪定ごみ、さわやか収集を含む）の収集・運搬を実施する。	
83	ごみ収集関係事務事業	安全で衛生的な職場環境を確保するため、ごみ収集部門の施設の適切な維持管理を実施する。	
84	有害鳥獣対策事業（カラス等対策）	必要に応じて業者による巢の撤去（私有地除く）を実施するとともに、タカによるカラスの追い払い及びJR芦屋駅周辺のムクドリのお追い払いについて試行し、効果検証を実施する。	●
<b>(4) 安全安心</b>			
85	耐震改修促進法に関する事務	住まいの耐震化を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・耐震改修を推進する。	
86	無電柱化関連事業	良好な都市景観の確保及び防災機能の強化を図るため、「無電柱化推進計画」及び実施計画に基づき、芦屋川地区の早期抜柱に向けて電線管理者と調整を行うとともに、六麓荘地区の電線共同溝整備工事を実施する。	●
87	1. 17あしやフェニックス基金事業	阪神・淡路大震災から30年を迎える節目となることから、対象事業を拡充し、更なる活動を図る。	●
88	防災と福祉の連携による個別避難計画策定促進事業	要配慮者を対象として作成している個別避難計画について、福祉専門職や関係機関、地域と連携しながら、更に実効性あるものとしつつ、地域のつながりづくりにも資するよう作成手法を検討するため、選定したいいくつかのケースをモデルとして取り組む。	
89	地域防災意識啓発事業	地区防災計画の策定を推進するため、地区の特性に合わせた支援を実施する。	
90	防災総合訓練	災害時における防災関係機関との連携強化及び災害対応力や防災意識の向上のため、様々な災害を想定した防災訓練を市主体で実施する。	
91	急傾斜地崩壊防止対策工事負担金	市内の土砂災害特別警戒区域の安全性向上のため、県とともに実施する急傾斜地崩壊防止事業の工事費用の一部を負担する。	
92	高潮対策事業	芦屋浜地区の安全性向上のため、嵩上げなど高潮対策について、継続して県と連携して対応する。	
93	経年防火水槽の更新・補修補強	防災力向上を目的として、大規模な災害に対応できるよう、経年劣化した防火水槽の耐震化を含めた更新・補修補強を実施する。	
94	常備消防車両更新	災害発生時において、安全な車両運用による被害の軽減を図ることを目的に、整備計画に基づき消防用車両を更新する。	
95	非常備消防車両更新	災害発生時において、安全な車両運用による被害の軽減を図ることを目的に、整備計画に基づき消防団車両を更新する。	●
96	消費者保護事業	市民一人ひとりの消費者力の向上のため、消費者協会や消費生活サポーター等と連携し、ライフステージに応じた消費者教育の機会を提供するとともに、地域全体で消費生活トラブルや消費者被害の未然防止、早期発見等に取り組む。	
97	生活安全の推進	各団体の連携による防犯活動の活性化を図り、安全安心のまちづくりを進めるため、まちづくり防犯グループ連絡協議会や生活安全推進連絡会を開催し、地域防犯活動を推進する。	
98	防犯カメラの更新	市民の日常生活の安全を確保するため、市内に設置している防犯カメラ149台のうち、平成28年度に設置した80台を更新する。	●



令和6年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
99	自動録音電話機等購入補助	多発している特殊詐欺被害の対策のため、周知・啓発に加え着信前自動警告及び自動録音機能を有する自動録音電話機又は外付け録音機の購入費の補助を実施する。	
100	公益灯LED化	夜間の歩行者や自転車等の安全安心な通行のため、照度不足の箇所は公益灯の増設や照度向上を行う。また、電気使用量の削減等のため、令和8年度末の完了に向け、全公益灯のLED化を滞りなく進める。	
101	交通安全運動の推進	交通マナーの向上を推進するため、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室や自転車教室を開催し、警察・学校・地域などと連携した街頭での指導・啓発を実施する。	
102	消防救急デジタル無線システム更新事業	災害時における迅速な消防救急活動の実施のため、消防救急デジタル無線システムを更新する。	
<b>(5) 都市基盤</b>			
103	オープンガーデン	「芦屋庭園都市宣言」にふさわしいまちなみの形成に向け、市民の参画と協働により「オープンガーデン2024」を開催する。	
104	街路樹等包括管理業務	道路の機能を確保し、管理水準の向上を進めるため、「街路樹更新計画」に基づき、街路樹等包括管理を複数年業務として実施する。	
105	まちの景観形成等に関する事務	「景観地区」の認定制度により、良好な景観の創出と維持を図るとともに景観への意識を高めるなど、美しいまちなみの形成につなげる。	
106	屋外広告物に関する事務	良好な景観の醸成のため、引き続き違反広告物に対する指導及び条例の主旨に関する丁寧な説明を行う。	
107	市営住宅等改良改修工事	「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、楠町住宅の外壁及び防水改修工事等の適切な維持管理を行う。	●
108	建築指導等に関する事務	良質な都市環境の維持のため、建築基準法等の法規制を基に適切な建築行政を遂行する。	
109	橋梁長寿命化修繕事業	橋梁修繕等に係る費用の平準化を図るため、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適正な修繕を行う。また、老朽化に伴う第一跨線橋の撤去工事を実施する。	●
110	道路・公園施設等包括管理業務	施設の維持管理に係る業務の効率化と質の向上のため、清掃や除草など自治会等市民にもご協力いただきながら、道路・公園施設等包括管理を複数年業務として実施する。	
111	パイプライン施設維持管理事業	定められた期間における適正運用に向け、利用者や関係者との協議及び具体的な代替収集方法を検討し、計画的に進める。	
<b>(6) 行政経営</b>			
112	あしや市民活動センター管理運営事業	協働によるまちづくりを推進するため、多様な個人や団体等をつなぐ協働の場や新たな人材の発掘・育成など市民活動を支援する取組を実施する。	
113	地区集会所管理運営事業	地区集会所の安全対策を強化するため、受付窓口に緊急通報装置及び防犯カメラを設置する。	
114	WEB広告	更なる発信の強化のため、SNS等を利用したWEB広告の活用に努める。	
115	情報公開及び個人情報保護事務	公文書の正確な作成、適切な管理及び保存に努め、原則として公開することにより、説明責任を果たすとともに、個人情報の適正な取扱いに努める。	
116	広聴業務	市政を身近なものとして捉えてもらうとともに、市に対する愛着と誇りを高めるため、市政モニターの活用や、窓口、電話、Eメール、LINE等で市政に対する要望、意見、苦情等を聴取し、市民の声を迅速かつ効果的に市政に反映させる。	
117	市民と市長の「対話集会」	市民の声をこれからの市政に活かし、芦屋をより住み良いまちにするため、市内集会所等において対話集会を実施する。	
118	第5次総合計画（後期基本計画）の策定	第5次芦屋市総合計画後期基本計画の策定に向け、各重点施策の進捗状況を把握するため、市民意識調査等を実施する。	●

令和6年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
119	執務スペースの適正化と新たなワークプレイスの創出	ペーパーレスを前提とした働き方を実施することで、「業務の効率化」と「庁舎のコンパクト化」を目指すとともに、フリーアドレスやグループアドレスを導入し、相談スペースを共用化すること等により、一人当たり執務面積や書架面積の縮小を図る。	●
120	生成A Iの導入	高性能の生成A Iを導入し、議事録の要約など業務効率化や施策立案の支援を行う。	●
121	公共施設の包括管理業務	公共施設の安全安心かつ効率的な施設運営を図るため、保守点検等や修繕を一括して委託する包括管理業務委託を引き続き実施する。	
122	公共施設等総合管理計画の推進	本市に見合った施設総量となるよう、「公共施設等総合管理計画（平成29年度～令和18年度）」及び「公共施設の最適化構想」を推進する。	
123	システム標準化・共通化	システム標準化・共通化に向けて、住民記録や税などの住民情報系システムに関する現行仕様との差異の検証など、令和7年度末の構築を目指す。	●
124	職員の人材育成	適切な人材を確保するため、引き続き任期付職員を含めた職員採用方法について検討するとともに、研修事業においては、効果的な研修メニューを検討し実施する。	
125	人事評価制度	職員の人材育成に寄与するよう、引き続き効果的な制度を検討する。	
126	職員研修制度	政策形成力や官民協働による課題解決力を育成するため、引き続き日本国際博覧会協会への派遣を実施する。	
127	コンプライアンスの推進	引き続き内部統制の整備及び運用を進め、職員への研修等を通じてコンプライアンス推進指針を周知・徹底し、市民から信頼される市役所の実現を目指す。	

## 令和6年度 中・長期計画の策定スケジュール

区分	計画の名称	令和6年										令和7年						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
見直し	第5次芦屋市総合計画 後期基本計画			庁内関係課との協議	総合計画審議会等においてアンケート(案)の検討	市民アンケートの実施				市民アンケートの分析				総合計画審議会にて基本計画(原案)の検討				
		令和7年										令和8年						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
		総合計画審議会にて基本計画(原案)の検討													議案審議			公表
				パブリックコメントの実施	庁内の意見集約													

区分	計画の名称	令和6年										令和7年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
見直し	第3次文化推進基本計画		庁内関係課との協議	文化推進審議会においてアンケート(案)の検討	市民アンケートの実施				市民アンケートの分析					文化推進審議会にて基本計画(原案)の検討			
		令和7年										令和8年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
		文化推進審議会にて基本計画(原案)の検討															公表
				パブリックコメントの実施	庁内の意見集約												

区分	計画の名称	令和6年										令和7年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
見直し	第4次芦屋市環境計画		庁内関係課との協議														
		策定委員会にて素案の検討															
新規	地方公共団体実行計画 (区域施策編)	環境審議会にて素案の検討															
														パブリックコメントの実施			公表
												原案作成			パブリックコメントの結果公表		
												庁内の意見集約					

区分	計画の名称	令和6年										令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
見直し	第3期子育て未来応援プラン「あしや」芦屋市子ども・子育て支援事業計画	素案作成			子ども・子育て会議にて素案の検討					原案作成	パブリックコメントの実施		公表	
					子どもからの意見聴取			庁内の意見集約						

区分	計画の名称	令和6年										令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新規	持続可能な都市づくりビジョン（仮称）	策定委員の選任 策定支援業務の準備		庁内関係課との協議 策定委員会による計画の検討										公表
							県協議	都市計画審議会に事前説明	パブリックコメントの実施	原案作成	都市計画審議会に意見聴取			

区分	計画の名称	令和6年										令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新規	芦屋市住生活基本計画	策定委員会にて素案の検討										公表		
		市民アンケートの分析			庁内関係課との協議					パブリックコメントの実施	原案作成			
									庁内の意見集約					

区分	計画の名称	令和6年										令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
見直し	第3期芦屋市子ども・若者計画	青少年問題協議会において素案の検討										公表		
		アンケート結果の分析	アンケート報告書作成		骨子案、重点目標策定		庁内の意見集約	教育委員会に原案報告		パブリックコメントの実施	教育委員会に計画承認			